（別記様式第１号）

計画作成年度	令和６年度
計 画 主 体	美濃市

美濃市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担当部署名　美濃市産業振興部産業課
所在地　岐阜県美濃市１３５０番地
電話番号　０５７５－３３－１１２２
ＦＡＸ番号　０５７５－３１－００５２
メールアドレス　sangyou_280@city.mino.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、カラス、ニホンジカ、サギ、ハト、キジ、スズメ、カワウ、ツキノワグマ
計画期間	令和７年度～令和９年度
対象地域	美濃市全域

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和５年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品　目	被害数値	
イノシシ	水稲、果樹、野菜、いも類、その他	0.34ha	1,071千円
ニホンザル	水稲、豆類、果樹、野菜、いも類、その他	1.71ha	5,671千円
ヌートリア	水稲、野菜	0.01ha	23千円
ハクビシン	果樹、野菜、いも類	0.2ha	697千円
アライグマ	野菜	0.2ha	62千円
ニホンジカ	水稲、果樹、野菜、その他	0.41ha	1,090千円
カラス	野菜、果樹	0.5ha	185千円
ハト	水稲、果樹	0ha	0千円
キジ	水稲、果樹	0ha	0千円
スズメ	水稲、果樹	0ha	0千円
サギ	水稲、アユ	0ha	0千円
カワウ	アユ、川魚		1,840千円
ツキノワグマ	果樹（柿、栗等）、野菜	0ha	0千円

（２）被害の傾向

・有害鳥獣による農作物への被害は市の全域に及んでいるが、ニホンザルによる被害が顕著である。被害額に占める割合は、全体の５割強を占めている。

・被害は南部の一部地区を除いて全域に広がっており、特に市域北側の中山間地域、山間地域において大きくなっている。

・北部、西南部の地区でニホンジカによる被害が増加傾向にあり、今後も被害の増加が懸念される。

・サギ、ハト、キジ、スズメなどの鳥類による水稲や果樹の被害、カワウによるアユの被害が報告されており、今後も対策が引き続き必要となっている。

・ツキノワグマについては、農作物被害や事故は確認されていないが、稀に目撃・出没情報があり、都度、対応している。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和５年度）		目標値（令和９年度）	
イノシシ	0.34ha	1,071千円	0.24ha	750千円
ニホンザル	1.71ha	5,671千円	1.2ha	3,970千円
ヌートリア	0.01ha	23千円	0.01ha	16千円
ハクビシン	0.2ha	697千円	0.14ha	488千円
アライグマ	0.2ha	62千円	0.14ha	44千円
ニホンジカ	0.41ha	1,090千円	0.29ha	763千円
カラス	0.5ha	185千円	0.35ha	130千円
ハト	0ha	0千円	0ha	0千円
キジ	0ha	0千円	0ha	0千円
スズメ	0ha	0千円	0ha	0千円
サギ	0ha	0千円	0ha	0千円
カワウ		1,840千円		1,288千円
ツキノワグマ	0ha	0千円	0ha	0千円

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・美濃市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を実施。	・捕獲隊員の高齢化や後継者の不足、野生獣の増加により、捕獲を中心とした対策だけでは被害の抑制が困難。
防護柵の設置等に関する取組	・市単独補助事業での電気柵設置の補助。 ・国補助金を利用した集落ぐるみによる柵の設置。 ・サルの追い払いについて、美濃市鳥獣被害対策実施隊による巡視のほか、自治会等の単位でサル追い払い隊を結成し、花火を用いた追い払い活動を実施。	・防護柵の設置により、一定の効果を挙げているが、高低差や障害物等により完全に防護することは困難であり、捕獲活動と一体的な防護が必要である ・防除技術、知識の習得、地域内での連携、住民間での意識の統一を図ることが必要。

（５）今後の取組方針

・電気柵の設置補助、捕獲檻の設置、サル追い払い隊による追い払いなど、地域ぐるみで取り組む体制づくりを進める。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

・鳥獣被害対策実施隊を平成２５年４月に設置。鳥獣被害対策実施隊員を委嘱し、被害防止対策を適切に実施する。

・農業者からの被害報告を受けて、市が被害状況を確認したのち、捕獲業務を鳥獣被害対策実施隊に依頼する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 ７年度 ～ 令和 ９年度	全般	・捕獲檻の設置による有害捕獲の実施 ・農業者等に狩猟免許講習会の開催情報を周知し、免許の取得を推進するとともに、有害捕獲に関する研修会等を実施し、鳥獣被害対策実施隊員の確保・育成を行う。
	ニホンザル	・人馴れをしており、人を見てもすぐに逃げない、民家の屋根に上る、また、民家への侵入も確認されていることから、定期的な巡視及び追い払いを行う。一部地域においては大型捕獲誘導罠を導入し、地域住民とともに捕獲体制を確立している。
	ヌートリア ハクビシン アライグマ カラス サギ ハト キジ スズメ カワウ	・住宅地付近での生活環境被害が多いため、鳥獣被害対策実施隊の協力のもとに分布の把握、効果的な捕獲体制を確立する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
①イノシシ…令和４年度～令和６年度の捕獲計画数に対し、捕獲実績が増加。実績値を踏まえ設定。 ②ニホンザル…大型捕獲誘導罠を導入による捕獲を見込んで設定。 ③ニホンジカ…捕獲実績に対し目撃情報が多いことを考慮し設定。 ④カラス…捕獲実績は減少しているが、今後も被害の拡大が懸念されることを考慮し設定。 ⑤ツキノワグマ…稀にある目撃・出没情報により、都度、対応することとしているため捕獲計画に設定しない。 ⑥その他鳥獣…被害・捕獲実績は少ないが今後の農作物の被害を踏まえ実績値により設定。

○捕獲実績

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
イノシシ	280頭	38頭	26頭	40頭	82頭	71頭	55頭
ニホンザル	19頭	23頭	30頭	20頭	27頭	47頭	54頭
ヌートリア	2頭	0頭	3頭	0頭	0頭	0頭	0頭
ハクビシン	12頭	11頭	13頭	1頭	0頭	0頭	0頭
アライグマ	5頭	1頭	2頭	1頭	0頭	0頭	0頭
カラス	67羽	50羽	16羽	44羽	24羽	11羽	8羽
ニホンジカ	29頭	18頭	12頭	15頭	29頭	29頭	47頭
サギ	1羽	0羽	2羽	0羽	0羽	0羽	0羽
ハト	61羽	0羽	18羽	1羽	0羽	0羽	0羽
キジ	0羽	0羽	0羽	0羽	0羽	0羽	0羽
スズメ	0羽	0羽	0羽	0羽	0羽	0羽	0羽
カワウ	0羽	0羽	0羽	0羽	0羽	0羽	0羽
ツキノワグマ	0頭	1頭	0頭	0頭	0頭	0頭	0頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ	110頭	110頭	110頭
ニホンザル	50頭	60頭	60頭
ヌートリア	3 頭	3 頭	3 頭
ハクビシン	15 頭	15 頭	15 頭
アライグマ	5 頭	5 頭	5 頭
ニホンジカ	40頭	60頭	60頭
カラス	35羽	35羽	35羽
サギ	5羽	5羽	5羽
ハト	10羽	10羽	10羽
キジ	3羽	3羽	3羽
スズメ	3羽	3羽	3羽
カワウ	3羽	3羽	3羽
ツキノワグマ	0頭	0頭	0頭

捕獲等の取組内容
・イノシシ及びニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマは、被害発生地域において、銃器・捕獲檻による捕獲を行う。 ・ヌートリア、ハクビシン及びアライグマは、小型の箱わなでの捕獲を行う。 ・カラス等鳥類は、銃器による捕獲を行う。 ・イノシシ、ニホンジカは、くくりわなによる捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・イノシシ及びニホンジカ、ニホンザルの捕獲は罠やライフル銃以外の銃、ツキノワグマは罠を基本とするが、これらの方法で捕獲が困難な場合は射程距離が長く捕獲能力の高いライフル銃を使用する。 ・実施予定時期：有害鳥獣捕獲許可期間 ・捕獲予定場所：美濃市内全域（鳥獣保護区、特定猟具（銃）使用禁止区域、公道、社寺境内、墓地等を除く）

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	なし

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	・有害獣の分布、被害実態の把握を行う。 ・必要に応じて電気柵等のハード事業の実施を行う。 (設置予定距離 6,000m)	・有害獣の分布、被害実態の把握を行う。 ・必要に応じて電気柵等のハード事業の実施を行う。 (設置予定距離 3,000m)	・有害獣の分布、被害実態の把握を行う。 ・必要に応じて電気柵等のハード事業の実施を行う。 (設置予定距離 3,000m)
カラス等	・年によってねぐらが変わっているため、分布、被害実態の把握を行う。 ・必要に応じて侵入防止ネットなどのハード事業を実施する。	・年によってねぐらが変わっているため、分布、被害実態の把握を行う。 ・必要に応じて侵入防止ネットなどのハード事業を実施する。	・年によってねぐらが変わっているため、分布、被害実態の把握を行う。 ・必要に応じて侵入防止ネットなどのハード事業を実施する。

（２）その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 ７年度	全般	・有害鳥獣の分布、被害状況の把握。 ・狩猟免許取得の推進。 ・防除意識向上のための補助制度の周知。 （サル追い払い隊による追い払い活動、電柵等の防除） ・その他鳥獣の捕獲。
令和 ８年度	全般	・有害鳥獣の分布、被害状況の把握。 ・狩猟免許取得の推進。 ・防除意識向上のための補助制度の周知。 （サル追い払い隊による追い払い活動、電柵等の防除） ・その他鳥獣の捕獲。
令和 ９年度	全般	・有害鳥獣の分布、被害状況の把握。 ・狩猟免許取得の推進。 ・防除意識向上のための補助制度の周知。 （サル追い払い隊による追い払い活動、電柵等の防除） ・その他鳥獣の捕獲。

５．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
美濃市役所	・情報収集、同報無線・メール等により市民へ周知、県及び警察との連絡調整
美濃市猟友会	・市からの捕獲依頼により対応を図る
岐阜県中濃県事務所環境課	・市と連携した対応を図る
岐阜県中濃農林事務所	・市と連携した対応を図る
関警察署（美濃警部交番）	・市と連携した対応を図る

（２）緊急時の連絡体制

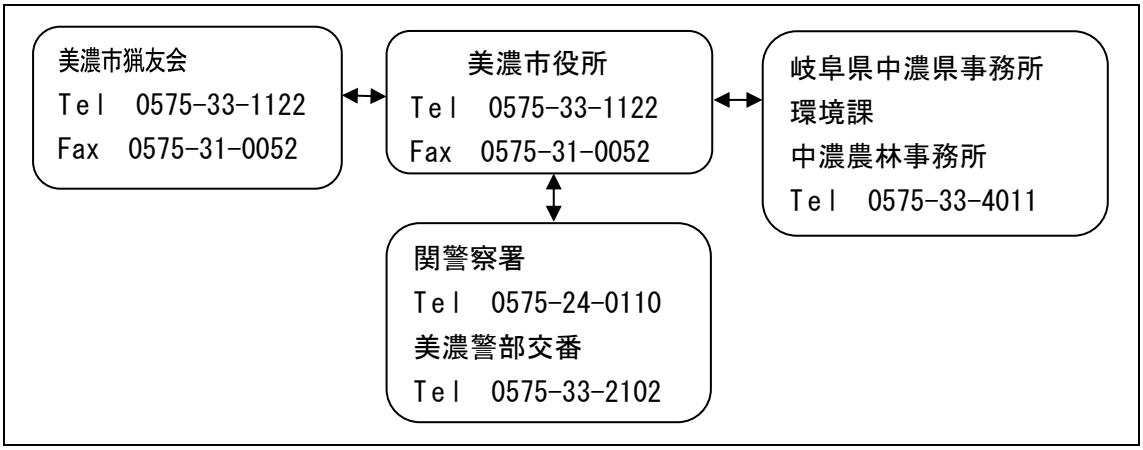

６．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに獣肉等に活用できるか検討するとともに、適切な処理施設での焼却処分、もしくは適切に埋設処理を行うものとする。

７．捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

・食肉、ペットフードとしての利用

８．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	美濃市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
美濃市	・鳥獣害防止対策協議会の事務運営、各機関の連絡調整を行う。
美濃市猟友会	・有害鳥獣の捕獲及び有害鳥獣に対する専門知識、捕獲体制に対する助言を行う。 捕獲鳥獣の利活用を検討する。
美濃市農業委員会	・各地区の被害状況等の把握、各地区の意見の集約を行う。
岐阜県	・野生イノシシの豚熱まん延防止対策を行う。
めぐみの農業協同組合	・各地区の被害状況等の把握、各地区の意見の集約を行う。 ・被害対策の助言を行う。
岐阜県農業共済組合　中濃支所	・各地区の被害状況等の把握、小動物捕獲檻の貸出、わな免許取得費用の助成を行う。

地区鳥獣被害防止柵設置委員会	・被害状況等の把握
美濃市農事改良組合連合会	・各地区の被害状況等の把握、各地区の意見の集約、地区の被害防止策の検討を行う。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岐阜県中濃農林事務所農業普及課	・被害対策の助言を行う。
岐阜県中濃県事務所環境課	・有害鳥獣捕獲に対する助言を行う。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・平成２５年４月１日に設置し市長が指名した隊員により構成する。
・美濃市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策及び鳥獣の捕獲等に対する指導、助言、鳥獣の被害防止に関する事業の推進、鳥獣被害の実態、出没状況の調査、その他鳥獣被害防止対策に関する業務にあたる。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・美濃市鳥獣被害対策実施隊による定期的な見回り。

・各地域住民によるサル追い払い隊を結成し、花火、エアガン等を用いた追い払いを実施

９．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし